

11月は「児童虐待防止推進月間」です。



虐待により、こどもたちの命にも関わるような事件が全国的にあとをたちません。こどもたちを救うには、まずはまわりの「気づき」が大切です。

(こども福祉課)

『児童虐待かも?』『ちょっとおかしいな?』
と思ったら『通告する』のが国民の義務です。

自分が『虐待している?』『どうしたらいいの?』
と思ったら『相談』してみましょう。

手遅れになる前に迷わず相談・通告を!

児童相談所全国共通ダイヤル

いちはやく
☎ 189

※匿名でもかまいません。通告者の秘密は守られます(児童虐待防止法・児童福祉法)。

◆虐待の4つの分類

児童虐待とは、親や保護者によってなされる子どもの心身を傷つけ、健やかな成長発達を損なう行為です。

たとえ親が子どものことを思って行った行為「しつけ」であっても、子どもにとって有害ならば「虐待」になります。

・身体的虐待

殴る・蹴る・首をしめる
激しく揺さぶる
戸外に閉め出すなど

・ネグレクト(保護の怠慢・拒否)

適切な衣食住の世話をしない
車や家に放置する
同居人の虐待の放置
子どもの意志に反して学校に行かせない

・心理的虐待

大声や言葉で脅かしや脅迫
無視する
兄弟間で差別する
心を傷つけることを言う
DVや兄弟への虐待行為を見せる

・性的虐待

性行為を見せる・強要する
性的写真の被写体にする

『子どもの命にかかわるかも!』

「今、目の前で暴力が行われている!」

「子どもがひどいケガをしている。」

「異常な怒鳴り声、物音、激しい泣き声が聞こえる」

「夜遅く、幼児が一人で外にいる」

こんなときはすぐ警察へ ☎110

ひとりで悩んでいませんか?

話してみませんか?

子育て中の悩みや不安、ささいな事でもどんな事でも、あなたの気持ちを話してみてください。

市役所こども福祉課 子育て支援係

☎ 53-1151 (内線526)

奈良県中央こども家庭相談センター

☎ 0742-26-3788 (24時間対応)

◆オレンジリボン運動

児童虐待防止の象徴としてオレンジリボンを広める市民運動です。オレンジ色のリボンは、虐待をなくし、子育てを見守り、お手伝いする意志のあることを示すマークです。

大和郡山市では、毎年、オレンジリボンを市内の小・中学校・高校生も協力してもらって製作しています。今年も、様々な人からのメッセージが込められたリボンを下記イベント等で配布します。

●「オレンジリボンキャンペーン」開催

日時 = 11月3日(金・祝) 9時~15時

場所 = 郡山城跡(親子まつり会場内)

11/12⑩~25①は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。

~11/25は「女性に対する暴力撤廃国際日」~

(人権施策推進課)

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、親密な関係にあるパートナーからの故意的な暴力や支配的な行動を意味します。繰り返し行われる暴力は、あなたの自尊心を傷付け、考える力さえも奪ってしまいます。

心を支配されれば『暴力を振るわれるのは自分が悪いから』等と間違った認知を植付けられて逃げる気力もなくなり、心身に大きな傷を受けてしまいます。それ以外にも、ストーカー被害や性暴力、モラハラ等、女性に対する暴力の被害者はトラウマ体験にもつながり、回復に時間がかかると言われてしています。

人に言えない暴力は危険度も大きく、心理的にも孤立します。受けて良い暴力なんて絶対にありません。

『ひとりで頑張らないで』

~相談はこちら~

市では、女性が抱える様々な悩みについて女性相談専用電話を開設しています。

ひとりで悩みを抱え込まず、自分の素直な気持ちを話してみませんか。秘密は厳守します。

DV・女性相談 ☎ 52-6240

(土・日曜と祝日は除く、8時30分~17時15分)